

知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 9 月 2 4 日

知多市長 伊 藤 清一郎

知多市規則第 3 3 号

知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則の一部を改正する規則

知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（平成 1 4 年知多市規則第 5 9 号）の一部を別紙 1 のとおり改正する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条第 2 項を削る改正規定及び第 5 条第 1 項の改正規定並びに附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 7 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた医療に要する費用の請求について適用し、同日前に受けた医療に要する費用の請求については、なお従前の例による。

（知多市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部改正）

- 3 知多市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成 2 7 年知多市規則第 3 8 号）の一部を別紙 2 のとおり改正する。

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(受給者証の更新) 第 4 条 (略) (削る) (受給者証の再交付申請) 第 5 条 <u>受給者証の交付を受けた受給資格者</u> (以下「受給者」という。) は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、母子家庭等医療費受給者証再交付申請書 (第 3 号様式) を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。 第 2 項及び第 3 項 (略) (医療費の請求) 第 7 条 条例第 4 条第 4 項の規定により市長から支払を受ける医療機関等は、<u>診療報酬明細書</u>を市長に提出するものとする。 2 (略)	(受給者証の更新) 第 4 条 (略) <u>2 受給者証の交付を受けた受給資格者</u> (以下「受給者」という。) は、<u>受給者証の有効期間が満了したときは、当該受給者証を、速やかに、市長に返還しなければならない。</u> (受給者証の再交付申請) 第 5 条 <u>受給者</u>は、受給者証を破り、汚し、又は失ったときは、母子家庭等医療費受給者証再交付申請書 (第 3 号様式) を市長に提出し、受給者証の再交付を受けることができる。 第 2 項及び第 3 項 (略) (医療費の請求) 第 7 条 条例第 4 条第 4 項の規定により市長から支払を受ける医療機関等は、<u>母子家庭等医療費請求書</u>を市長に提出するものとする。 2 (略)

改正後		改正前	
第1号様式（第3条関係）		第1号様式（第3条関係）	
公費負担者番号		受給者番号	
受給者番号			

(下線部分は改正箇所)

改正後	改正前
(条例別表第1の1の項の規則で定める事務) 第2条 (略) 第1号から第3号まで (略) (4) 知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（平成14年知多市規則第59号）<u>第4条</u>の規定による受給者証の更新に関する事務 (5) (略)	(条例別表第1の1の項の規則で定める事務) 第2条 (略) 第1号から第3号まで (略) (4) 知多市母子家庭等医療費の支給に関する条例施行規則（平成14年知多市規則第59号）<u>第4条第1項</u>の規定による受給者証の更新に関する事務 (5) (略)